

---

記者資料提供（平成 30 年 10 月 5 日）

地方独立行政法人神戸市民病院機構

神戸市立医療センター中央市民病院事務局総務課 小林・櫻井

TEL : 078-302-4463

---

## 医療訴訟における和解の成立

---

神戸市立医療センター中央市民病院が平成 26 年 1 月に提訴を受けた下記事案において、平成 30 年 9 月 28 日に和解が成立しましたので、ご報告いたします。

なお、公表に当たっては患者さん及びご家族が特定・識別されないよう、個人情報の保護に最大限の配慮を行いつつ、事案の内容について一定の範囲で公表を行っています。

### 1. 事案の概要

神戸市立医療センター中央市民病院において、平成 17 年に胆道閉鎖症の患者の治療のために生体肝移植手術を実施したが、患者は合併症により死亡した。

平成 26 年 1 月 24 日、患者の父母を原告に手術内容が適切でなかったとして損害賠償金約 1 億 1,470 万円を求めて訴訟提起された。当院としては、標準的な手技に基づく手術を行った結果、救命できなかったことは重大なことであると深く受け止めているが、当時の医療水準においては手術手技に過失があったとは考えていないと主張し、争っていた。

### 2. 訴訟結果

平成 30 年 5 月 11 日、裁判長より和解提案があり、この度、和解金約 3,580 万円にて合意することになった。